

平成 27 年 11 月 24 日

ホール関係者各位 様

株式会社エレクス

代表取締役中井浩

◎お知らせ

【当社より「EL-A1」をご購入頂きましたホール様へ】

当社はかねてより係争中の大一電機産業株式会社との意匠侵害に当たる裁判が、結審致しました事を御報告させていただきます。

現在大一電機産業株式会社ホームページ上で、

「エレクス製の対象商品を購入又は修理される場合にはあらかじめ当社から実施許諾を得てください。」との文面が記載されて居り、当社製品御使用中のお客様には多大な御心配をお掛けして居ります。

上記文面には法的に不正確かつ誤解を招く表現があるため、現在代理人弁護士を通じて大一電機産業株式会社に対して抗議中です。

この件に関しまして、弊社は名古屋高裁の調停に代わる決定案に従い、大一電機産業株式会社側に解決金を平成 27 年 9 月 30 日に支払いをしたことにより、全面解決に至って居ります。

現在弊社製品「EL-A1」をお使いのお客様に関しましては、上記調停に代わる決定によって解決済みですので、引き続き御安心して御使用下さい。

尚、上記製品の修理に関しましても、修理用電子部品が入手出来る限り、可能な範囲で引き続き御対応して参ります。

上記裁判は「EL-A1」以外の弊社製品を対象としておりません。

現在販売中の弊社製品は、その販売に何ら問題はないものですので、引き続き弊社製品をご愛顧くださいますようお願いいたします。

本件にてご不明な点が御座いましたら、下記弊社営業所までお問い合わせお願い致します。

大阪本社 06-6636-8877

東京営業所 03-6803-2111

名古屋営業所 052-698-2223

福岡営業所 092-292-6500

以 上